

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	4
第2 報告第7号 専決処分の報告について	4
第3 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率について	7
第4 報告第9号 放棄した債権の報告について	7
第5 議案第57号 利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例	8
第6 議案第58号 利府町印鑑条例の一部を改正する条例	11
第7 議案第59号 令和5年度利府町一般会計補正予算	12
第8 議案第60号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	36
第9 議案第61号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算	36
第10 議案第62号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	37
第11 議案第63号 令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算	37
第12 議案第64号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算	38
第13 議案第65号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算	38
第14 議案第66号 工事請負契約の締結について	39
第15 議案第67号 監査委員の選任について	40
第16 議案第68号 利府町教育委員会委員の任命について	42
第17 認定第1号 令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算について	44
第18 認定第2号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について	44
第19 認定第3号 令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算について	44
第20 認定第4号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について	45
第21 認定第5号 令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算について	45
第22 認定第6号 令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	45

第23 認定第7号 令和4年度利府町下水道事業会計決算について 45

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（16名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 渕 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	14番	羽 川 喜 富 君
15番	永 野 涉 君	16番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
総務部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	村 田 晃 君
総務部危機対策課長	古 澤 晃 一 君
総務部デジタル推進室	吉 田 雄 一 君
企 画 部 長	鎌 田 功 紀 君
企画部秘書政策課長	藤 岡 章 夫 君
企画部財務課長	石 垣 伴 彦 君
町民生活部町民課長	太 田 健 二 君
町民生活部税務課長	川 口 優 君
町民生活部生活環境課長	千 葉 友 弥 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部地域福祉課長	小 畑 香 代 君

令和5年 9月定例会会議録（ 9月26日 火曜日分）

保健福祉部子ども支援課長	和田 あずみ 君
保健福祉部健康推進課長	上野 昭博 君
経済産業部長	千田 耕也 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	高橋 活博 君
経済産業部商工観光課長	門田 唯志 君
都市開発部長	郷右近 啓一 君
都市開発部都市整備課長	堀越 伸二 君
都市開発部施設管理課長	佐藤 真文 君
上下水道部長	鈴木 喜宏 君
上下水道部上下水道課長	戸枝 潤也 君
会計管理者	後藤 仁 君
教育長	本明 陽一 君
教育部長	小澤 晃 君
教育部教育総務課長	大谷 浩貴 君
教育部生涯学習課課長補佐 兼生涯学習スポーツ振興係長	荒巻 圭 君
代表監査委員	宮城 正義 君

事務局職員出席者

事務局長	郷家 洋悦 君
議事係長	姉崎 裕子 君
主査	高橋 三喜夫 君

議事日程（第2日）

令和5年9月26日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 7号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 8号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 4 報告第 9号 放棄した債権の報告について
- 第 5 議案第 57号 利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例

- 第 6 議案第58号 利府町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第59号 令和5年度利府町一般会計補正予算
- 第 8 議案第60号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第61号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第62号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第11 議案第63号 令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第12 議案第64号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算
- 第13 議案第65号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第14 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第67号 監査委員の選任について
- 第16 議案第68号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第17 認定第 1号 令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 2号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 3号 令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 4号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 5号 令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 6号 令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第23 認定第 7号 令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和5年9月利府町議会定例会を開催します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 皆川祐治君、7番 金萬文雄君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 報告第7号 専決処分の報告について

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、報告第7号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 除草中の刃が飛んで車に傷つけたということと、街路樹の枝が落っこってきて車に傷をつけたということなのですが、まず、除草の段階で防護ネットというのはしていなかったかというのが1点。

それと、このしらかし台の街路樹って結構、私も住民に言われるんです。もう枝が折れてまだ落っこってきていない状態で上に引っかかっている。いずれは落ちますよね、当然。そういった状況が結構散見されるので、どのぐらいの頻度で点検とか見回りをして、あとそういった対処をしているかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） 高久議員の御質問にお答えいたします。

まず、防護ネットの関係なんですけれども、草刈り作業中の防護ネットはしてはいたけれども、どうしても防護ネットの隙間とかそちらのほうから今回は草刈り機の刃がちょっと飛んでいってしまったという状況であります。

あと街路樹の枝のパトロールですけれども、こちらのほうは毎月1回、職員のほうでパトロールを行ってまして、その都度、危ない枝とかがあれば対処しているような形になっております。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 除草時の防護ネットはあったということなんですけれども、結局、防護ネットのネットの隙間から飛んだのか、それともその脇から行ったのかということはあるんだけれども、いずれしても、私も結構草刈りするんだけれども、道路脇とかってやっぱりその辺すごい注意するんです。要は、車が来たらもう刈払機の刃は上げてやっていない状況にするとか、やはり事故確率結構高いので、結構石飛びます。やっぱりその辺は、これ業者さんに依頼したんじゃないかと、あれね。分かりました。だから、うちの損害ね。これ業者さんがやった場合は業者さんが補償の対象ですよ。補償をするということで。

あと、やっぱりしらかし台の街路樹に関しては定期的に点検してほしいなと思っております。最低年2回ぐらいやってもらいたい。じゃないと、結構もう年取っている木が多いのでちょっとやばいかなということがありますので、その辺の検討をお願いしたいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） 再質問にお答えいたします。

道路のほうは一応月1回ずつやっているんですけれども、しらかし台団地のほうも重点的に今後はやっていくような形で対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） そのほか質疑ありませんか。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、しらかし台の街路樹のことですけれども、今、高久議員とのやり取りで、今後もしっかりと点検していくということでありましたが、折れてしまったという結果を受けて動いたことがあるのではないかと、やっぱり危ないものですからしっかり点検していくべきものと考えておりまして、その点検した内容がおありでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） お答えいたします。

まず、パトロール月1回ずつやっております、やった後に、日報ということでどういった箇所が危なかったかということをお全部まとめて、課内の職員で供覧するようにして対応しております。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 通常の管理ではなく、この事故を受けて何か動いたことがあるのかというところを伺っております。しらかし台の木、先ほど高久議員もおっしゃったとおり、外から見てもちょっと危ないものが見えているんです。そういう部分で私6月で一般質問しまして点検してくださいとお願いしているところです。そういう部分でこのような事故が起きてしまいました。そういう部分ではすぐに点検を行うべきではなかったのかなと考えているんですけれども、通常のものではなく、この事故を受けて何か動いたのかということ伺っているところです。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） この事故を受けて対応ということなんですけれども、すみません、ちょっとこの事故を受けてからの重点的なパトロール等は行っていませんでした。やはり定期的なパトロールということで対応していきまして、そのときに折れた枝とかがあれば対応するような形は取っておりました。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、やはりこのような事故が起きたという部分では緊急の点検が必要かと思えます。緊急の点検やっていただきたいと思いますが、最後、お答えしていただきたいと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） 再質問にお答えします。

緊急のパトロールほうは今後しっかり対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。2番 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 2点ございます。

まず、1点目なんですが、青山の件について刃が欠けたとあるんですが、先ほどのお話でちょっと不明確だったのが、いわゆるチップ層のチップが飛んでいったということなんでしょうか、それとも刃自体が大きく損傷するか何かで飛んで行って傷をつけたというものなんでしょうか。

それから、もう1点、パトロールの基準についてなんですけれども、目視で確認ができる落ち枝がぶら下がっている状態をもって危険木と判断していらっしゃるのか、もしくは枝がまだ

支えられている状態において葉が枯れているものというところでその枝は危険であるという判断をされていらっしゃるのか、ちょっとその辺のパトロールの基準を教えてくださいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） お答えいたします。

まず、草刈り機の刃の件なんですけれども、こちらのほうは刃のそのものの金属部分が破損しまして飛んでいった形になっております。

2点目の木の危険度判定なんですけれども、こちらのほうは目視で職員のほうで確認しまして、ある程度枝が折れているのが確認できたときは一応対応するような形で現場のほうをパトロールしております。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第7号専決処分報告についての報告を終わります。

日程第3 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

日程第4 報告第9号 放棄した債権の報告について

○議長（鈴木忠美君） 日程第4、報告第9号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第9号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

日程第5 議案第57号 利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第5、議案第57号利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） この議案は藤田の児童遊園を廃止するための条例ということでした。提案理由の説明では、当該地区の児童数の減少により利用者が少なくなったために藤田児童遊園を廃止するという町長の説明でありましたけれども、そこで3点ちょっと伺います。

説明で言った当該地区の児童数の減少と言いましたけれども、ここで言う当該地区というのは、具体的にはどこの地区のことを指しているのか。藤田町内会のことなのかなと思うんですけども、そういう限定的な地区を指しているのかどうかということ。

それから、2つ目には、児童数の減少と言いましたけれども、ここで言う児童というのは、具体的にはどの年代の子供たちのことを指して児童と言っているのか。児童というのかなり幅広いわけですけども、未就学時のも児童と言いますけれども、小学生とか中学生まで含めているのかどうか、その辺についても伺います。

それから、3点目、利用者の減少と言いましたけれども、この利用者についてはどういう形で減っていたということを認識しているのか、町として。利用者の数をチェックしていたのかどうか分かりませんが、その辺どういう判断の基準で利用者が減ったと判断したのか、その辺について3点伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（和田あずみ君） お答えいたします。

まず1点目、どこの地区を指しているのかということですが、こちら藤田の児童遊園でございますので、藤田地区を今回は確認してございます。

それから、2点目の児童の定義でございますが、児童につきましては18歳以下、児童福祉法に基づいた児童ということで考えてございます。こちら減少なんですけれども、5月時点の数字ではございますが、未就学児2人、小学生5人、中学生6人、すみません、高校生の人数ま

では今手元にはないんですけども、高校生も1桁の人数でございました。このように、こちらの当該地区におきましては減少しているという状況を確認してございます。

3番目の利用者の状況の判断でございますけれども、今回のこの廃止に関しましては、藤田町内会からの要望も出ておりました。実際に近辺にお住まいになられている方が見ていて、利用者がほぼいないのが現状だというお申出があったので、私ども担当といたしましても、数回ではございますが、現地に足を運びまして状況を確認したところ、もちろん遊んでいる風景というのは確認はできなかった状態でございます。何よりお近くにお住まいの方々が日々御覧になっていて利用が確認できないということでもございますので、今回、廃止の提案に至りました。

また、こちらの土地につきましては藤田町内会の土地でもございます。場所も集会所のところということで、今現在は児童遊園ということで遊具が配置されておりますが、今回、廃止の提案が通りましたらば、あわせまして補正予算で遊具の撤去工事の費用も計上しております。遊具の撤去を行いまして更地にした後、藤田町内会において、子供も含めた世代を超えた町内会での活動で多目的に御利用いただけるものと考えてございます。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃあ、当該地区ということで藤田地区ということでしたけれども、藤田地区ってどの辺を指すのかちょっと分からないんですけども、具体的に言えば藤田町内会と考えていいのかどうか。青山地区と言ってもなかなか、地区という把握が難しいんですけども、藤田町内会の範囲と考えていいのかということについて、まず伺います。

それから、あと児童数の減少とそれから利用者の減少が大きな理由だということでしたけれども、町内には9つの児童遊園があります。その中で、条例を見ると廃止基準というのは書いていないんです、この条例の中には。廃止基準がない中で、そうすると町でそうやって児童数が減った、それから利用者数が減ったということはある程度客観的に把握すれば、今後もこの児童遊園、恐らく少子化が続いていくわけですし、この児童遊園のある地区を見るとやはり子供たちの数が少ない地区なのではないかなとちょっと思うんです、残る8つの児童遊園のある地域も。そういう点でいうと、今後も今のような理由がそろえばというか、理由があれば残りの8か所の児童遊園も廃止をするという検討に入る場合もあると考えていいのか。その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（和田あずみ君） お答えいたします。

まず、地区の定義ですけれども、申し訳ありません、言葉が足りませんでした。藤田町内会ということで考えてございました。

それから、廃止の基準の件でございますけれども、今回につきましては、もちろん利用者がいないということは需要がないという判断もできようかと思えます。なので、その場所に児童遊園が必要か、そうでないかというところが客観的に判断できるのであれば、今後も廃止の提案というのはいり得ると考えております。もちろん、そちらは今回のように町内会からの御要望があるかもしれません。あるいは、利用の状況の把握ができたときに町のほうで考えるかもしれませんが、いずれにしても、その1点だけではなく、様々な角度から考えまして御提案というところに結びついていくものと考えます。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） この児童遊園を廃止する基準というのは、児童数の減少とかそれから利用者数の減少というのは、あまり基準に入れないほうが良いと思うんです。

だから、今回、説明ではなかったんだけど、やはり地域の町内会の方たちから、現場を見たことないけれども、このグーグルで見るとかなり山奥にあるような、山奥じゃないか、周りが何か森なんだよね。周りが森で、そこにグーグルで見た日中でも何か相当暗いような地域なので、やはり町内会の人たちから子供たちが危ないなというような声があったというのが一番大きな理由かなと思ったんですけれども、そういう形で地域の町内会のお父さん、お母さん、保護者の人から言われれば、検討することも必要かなと思うんです。

ただ、児童数の減少とかそれから利用者数の減少というのは、あまりこの判断の基準に入れないほうが良いと思うんです。つまり、利用者数の減少ということで言えば、18歳以下の子供たちが対象ということだったんだけど、今、小学校に入るまでの子供たちは大体保育所とか幼稚園に行っていますし、それから小学校に入れば、今は小学校6年生までですけれども、大体低学年の子供たちは学童保育でも夕方6時まで学童にいるわけですから、その地域の公園に平日遊びに来るということは、小さな子供たちが来るということはあまりないんです。来るとすれば、土日ぐらいかなと思うんです。だから、そういう利用者が少ないというのは、これしょうがないんです。子供たちが地域にいないわけですから、学校とか保育所とか幼稚園にいるわけですから。そういうことで、利用者数の減少とかというのは、あまりこの廃止の基準に入れないとしたほうが良いのではないかなと思うんですけれども、その辺の見解伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、基準につきましては、やはり先ほど課長が言いましたように様々な問題点、そういったものがあると思いますので、そういった課題等を解決する上で、広い視野を持って確認をしながら対応していきたいということでございます。

まず、今回の廃止に関しましては防犯といった関係もございまして。やはり藤田集会所の奥にあるという形になっておりますので、こちらのほうトイレもついておりましたが、こちらについても、やはり配達要員だったりとか配達をしているような業者さんだったりとか、そういった方が日常的に使っていたりとか、夜遅くにどういった方が利用するか分からないような状態とか、そういったこともあるということをお聞きしておりましたので、その地区ごとの状況等を把握しながら、しっかりと廃止に関しては検討していくようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第57号利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 利府町印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第6、議案第58号利府町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わらせていただきます。

これより議案第58号利府町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 令和5年度利府町一般会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第7、議案第59号令和5年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人1問から2問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いします。また、質疑は重複しないよう、関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 歳出のところで質問いたします。

10款1項保健体育費についてであります。22日の企画部長の説明では、理由としてスポーツによるまちづくりという形でドイツへ研修に行くということを言われましたけれども、この行政視察の目的について、いつ行ってドイツのどこに行くのか、そして誰が行くのか、その辺をお答え願います。

○議長（鈴木忠美君） 小淵議員、質問するとき、最初ページから話し出してくださいね。ページ何ページかを最初話してからお願いいたします。（「23ページ」の声あり）

それでは、当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

初めに、私のほうから今回のこの件の前提となる部分について、初めに説明をさせていただきますと思います。

まず、1つ目ですけれども、町の総合計画の中に、誰もがスポーツに親しめて生涯にわたり

健康で充実した生活を営めるよう、スポーツ機会の提供に努めることとしてあります。スポーツによるまちづくりを一層深めるため、公民連携型のスポーツ振興の先進地の取組について学びたいということがまずございます。

2点目です。現在、スポーツ推進計画を作成中でありまして、令和6年3月に完成を予定してございます。この計画の策定に向けて、スポーツ推進審議会が行われております。その委員長が黒須 憲先生という方ですけれども、黒須先生が、この計画を策定するに当たりまして先進地の取組を参考にしてこの計画の中に反映させたいという思いがあるということがございます。

3つ目です。中学校の部活動の地域移行について考えていかなければいけないということがあり、地域全体でスポーツに取り組んでいる先進地について学びたいということがございます。

そして、視察先のドイツについてなんですけれども、委員長の黒須先生が、ぜひこの公民連携型のスポーツ振興の先進国であるドイツが適しているのではないかという推薦があったということがございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） ドイツもかなり広いんですけれども、ドイツのどちらに行かれるんでしょうか。

そして、もう一つは、わざわざドイツに行くまでもなく国内のスポーツ系大学とか、例えば、日体大とか順天堂大学みたいなのところもありますし、そしてスポーツ先進地も国内にはあるはずなので、ドイツに行く理由がよく分からないというところがあるんですが、明確に答えていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。生涯学習・スポーツ振興係長、お願いします。

○生涯学習・スポーツ振興係長（荒巻 圭君） では、さきの質問にお答えいたします。

まず、いつ行くかということなんですけれども、時期につきましては予算の成立後、正式な調整を行いますが、12月の下旬を予定しているところでございます。

あと誰が行くかということですが、こちらも予算成立後、正式な調整になりますが、推進計画を策定していることから、事務局である生涯学習課の職員、あとは町長、随行職員として秘書政策課の職員を検討しているところでございます。

あと具体的な視察先につきましては、フランクフルトを中心に地域スポーツクラブ、あと各スポーツ施設等の施設を考えているところでございます。以上になります。

○議長（鈴木忠美君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） 再質問の2点目のお答えいたします。

国内大学等、または国内のスポーツ施設で駄目なのかということでございますが、今回、熊谷町長のほうで様々な全国的にもサッカーを応援する自治体連盟の事務局長を務めております。そういった関係で様々な国内の施設等は見えておりますが、今回、大目的としましては、施設見学とかスポーツクラブのやはり組織体制など、そういったことで今回ドイツの選定をしているというような内容でございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんか。11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） やはり町民の血税を使っていくというところで、費用対効果を考えなければいけないと私は考えます。国内でできるものであれば、国内の大学とか先進地に行くべきだと私は考えております。

また、ドイツに行って何が得ることがあるのかというところはちょっと不明確かなと感じますが、そこら辺、検討をお願いいたしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 小淵議員の質問にお答えいたします。

なぜドイツかということをお部長、両課長に答えてもいただきましたが、皆さん御案内のとおり、今、日本のスポーツ界は大変革期間でございます。従来、学校教育が中心になっていた体育、体を教育することからスポーツにしていこうということ、その大前提になったのは、我が町の観光大使も務めていただいております荒川静香さんがトリノオリンピックに出られたときに、日本人の金メダリストはたった1人だけだったんです。たった1人だけ。それから、スポーツ行政は、私たち日本は本当に遅れているのではないかと、後塵を拝しているのではないかとということで、それからスポーツ基本法がつくれ、皆様御案内のとおり、スポーツ庁がつくれ、そしてスポーツ基本計画、各自治体にはスポーツ推進計画、先ほどお話がありましたが、つくっていきこうという流れがございます。

その中で、働き方改革、特に先生たちの働き方改革ということが大いに叫ばれるようになりまして、先生たちの働き方改革をスムーズなものにするため何が一番阻害要因かということは、これもるる、私も我が町の広報のコラム等でも言及させていただいておりますが、部活動なんです。これがアメリカであれば、スポーツ、部活動が学校の正規のプログラムに位置づけられているんですけども、日本というのは非常に曖昧な立てつけになっております。これが事ド

イツの場合は、皆さん御案内だと思うんですけども、ドイツには部活動はありません。全て地域がシュポルトフェラインというスポーツクラブによって運営をされています。

なので、私も、先ほど課長から答弁しましたが、日本サッカーを応援する自治体連盟、これは450以上の日本国内の自治体が加盟している団体ですけども、その事務局長をさせていただいて、毎年2回は国内の施設や、またはサッカーに関連するスポーツの在り方、流れ、世界的な潮流、そういったことも勉強をしております。コロナ前は大阪堺市、または吹田、ガンバ大阪の拠点となっているパナソニックスタジアム吹田、これは市民の募金だけで建設された160億円のスタジアムでございます。そういった施設整備、または熊本県の小さな町がスポーツ庁の援助またはJFAさんの援助でどのように地域の統合型スポーツクラブをつくっているのか、これはコロナ禍でございましたので、リモートの勉強会でありました。そういった様々な国内の事例を参照させていただきましたし、また私自身、政治家になる前は教育現場にいましたので、先生方と部活動の関係も十分知っているつもりでございます。

また、高校のときに、アメリカに留学していたことから、アメリカのシーズンスポーツ、アメリカも部活動はちょっと日本とは変わった形態をしております、季節ごとに所属できるスポーツクラブが変わります。私は、これが日本でもしかして目指すべき姿なんじゃないかなと思うところもあるんですけども、しかし世の中の私たちの今、日本は2025年度まで部活動を地域移行させようという非常に極端な話、私は乱暴な話だと思っているんですけども、その流れの中であって、部活動という存在の在り方、これはドイツがない、先ほど申し上げましたけれども、学校スポーツ教育として完全に除外しておりますので、その先進地を私たちは見るべきではないか。

または、なぜ見るべきかは、もちろん皆さん御案内のとおり私たちはスポーツの町を自認しております。スポーツの町を自認している町が、ほかの自治体の後塵を拝するという事は、果たしていいことだろうか。私たちはリーダーシップを取って、逆に部活動の在り方、地域スポーツの今後の在り方ということを率先して、率先垂範でもってモデルケースとしてならなければならないのではないかという思いを持っております。

そうしたもろもろの私の経験、またはこの町長職についての経験、そして全国を見させていただきました。その流れの中で、残すところはドイツの先例事例に学ぶべきなのではないかということで、今回、この補正予算に計上させていただいた次第でございます。本当にまだまだ御不明な点があると思いますので、ぜひ御質問いただければと思います。よろしくお願

します。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） では、3点ほどお願いします。

まず、6ページの債務負担行為、自動車賃貸借事業と町民バス運行业務事業で再リースということで、何か新車が入らないから現状の車を再リースということによろしいでしょうか。それで、自動車賃貸借事業に関しては44万円金額あるんですけども、この両事業、再リースなのでリース料金って安くならないのかなというのをちょっと1点、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、13ページ、2款1項1目の一般管理費2節の給料なんですけれども、一般職が1名増員になっております。ほかを見ると、人事異動であればどこか1人減という形になっているんでしょうけれども、それが今回の補正には見当たらなかったのも、全くの新規採用なのかなという形で思っております。その辺の説明をお願いします。

あと2款6項1目企画総務費12節委託料、青山地内公共用地の除草業務委託料ということで上がっております。これどこを除草するのかという疑問があります。というのは、通常これ都市整備部等が行うような話だと思うんですけども、企画総務費となっているので、その辺の関係を説明願いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） まず、自動車賃貸借事業の債務負担行為につきましてでございますが、こちらは部長の補足説明にもございましたとおり、半導体不足等によりまして現在新車の納車遅延等発生しているというところでの、再リースではなくて、こちら再々リースという形になります。当初、導入しておりますのが平成27年度に新規リースで7年間リースを設定しております。その後、令和4年度に再リース2年間をしまして、今回、6年度で再々リースという形で、こういった社会状況、経済状況でございますので、やむなく設定するものでございます。

それで、料金、使用料のほう、賃借料のほう下がらないのかというところでございますが、再リースであれば若干下がるんですけども、再々リースとなりますと補償のリスクのほうが高まるというところございまして、逆に若干上がるような形になっております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 2点目、総務課長。

○総務課長（村田 晃君） お答えいたします。

給料の366万9,000円の補正でございますが、一般職員1名の増額分となっております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 3点目、秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） 3点目、お答えいたします。

15ページの青山地内の除草業務委託料でございますが、こちら場所は青山小学校の南側から惣の関ダム側、それからゴルフ場のほうに向かって約8.2ヘクタールほど町の財産として保有してございます。こちらにつきまして、今まで職員で除草などしてきたところでございますが、この土地につきまして、やはり見に来る方もいたり、それから危険もあるということで、入り口をメインに除草を今回するため計上しております。

なお、夏場につきましては既に終わってしまして、今回、お認めいただければ、この後に除草をして危険がないようにということで行うものでございます。

それから、なぜ企画総務費かということでございますが、こちら経営的には団地造成時に町に帰属していただいた緑地帯ということでございますが、町のほうで企画部門で財産管理をしております、いろいろな将来的に何か使えないかということでこれまで何度も何度も検討しております、通称子供の森と言われていることもありまして、秘書政策課で今管理をしているところでございます。そういった関係性でこちらの予算科目となっております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 先ほどの2点目の補足になります。

こちらの課長のほうから1名の職員分の給料ということで御説明あったんですが、育児休暇とかそちらに入りますと総務課づけのほうに変更になることがございます。そちらの分の調整を今回させていただいております。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 15ページのほうは理解しました。

それで、この再々リースで当初7年、その次二、三年ということで、今回のリースを含めると計12年という形になるんです。通常車だったらそれぐらい走ると思うんだけど、今の話でまず1点聞いていたのは、金額どのぐらいになるかということです、1つは。町民バスに関しては、4年度の決算これからあるんだけど、金額で見るとリース代2台で820万円ぐらいなので、1台に直すと。車両によっても違うんだろうけれども、年数が違うから。大体400万円ぐらいということなんだけど、それが一体何ぼに上がるのかということが1点。金額

上がるだけじゃなくて、正確までいかないけれども、大体どのぐらいの金額になるのかということと、あとは上がるわけだから、例えば、この債務負担行為3年設定しているんだけど、3年の途中で新車が手に入るような状況だったら、それは途中でやめて新しいものに変えるのか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

あと、ちょっと今さっき部長の答弁というか、ちょっと理解しにくかったんだけど、要は増員になっているんです。総務課、一般管理費で増員になっているんだけど、育児休暇とかという話なんだけど、ということであれば、要するに、休暇だから休暇の部分ではなくて新たに1名増員という形で採ったということで理解してよろしいのか。中途採用なんだね、単純に言ったら。違うの。そこでうん、うんって言わないで、まず中途採用かどうか。ほら、一般的に我々こういう役所とかって新規採用で年度当初って大体あるじゃないですか。だから、中途採用的なものがちょっと異例に映ったんだよね。それで質問しているので、その辺のことをちょっともう1回お願いしたいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

債務負担の自動車賃貸借事業についてでございますが、こちらについては当初7年、再リースで2年、再々リースで2年になりますので、11年のリースとなります。

それで、月額での料金になりますが、現行約1万8,000円ぐらいの料金が、参考見積りをいただいている中では2,000円ほど増額になって、月額で2万円になるということで参考見積りをいただいているところでございます。

なお、車両についてでございますが、こちら再々リースを検討するに当たりまして、現行のリース会社のほうからもお話を聞いておりますが、こちらの車両につきましては距離数もあまり走っていないというところございましたので、あと2年間の再々リースは可能であるというお話をいただいております。

あと契約期間の途中で解約とか新車の供給が再開された場合にはこの契約を解約するかというところでございますが、一応契約をしますと違約金というものが発生しますので、こちらの契約については、締結しましたらこの契約を全うしたいと考えております。

ただし、こちら公用車につきましては約50台、60台ぐらいございますので、その中で毎年、公用車の入替えというものもございまして、そういった形でやりくりをしながら、新しい車両が入るような状況になれば、そういったところは調整が可能なのかなというところで検討し

てまいります。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 総務課長。

○総務課長（村田 晃君） 給料の増額について、すみません、ちょっとしどろもどろになってしましまして申し訳ございません。先ほど休職からの復帰等のお話も部長からありましたけれども、具体的には、水道事業会計のほうで予算計上していた職員1名が、復職に伴いましてこちらの町長部局のほうに人事異動ございました。そちらの関係1名分の増額となっております。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） まず、リースの件なんですけれども、先ほどの説明で7年と2年、再リース2年と今回3年じゃないの。違うの。11年という話だったけれども、これ足していくと12年なんだけれども。

それと、金額的にはそんなに上がらないということなのではないかなという部分はあるんですけども、ただ、その再リース組むとき、前回は再リース2年なのに今回3年でいいの。これで見ると3年なんだけれども。（「2年です」の声あり）2年なの。6、7、8で3年まで。町民バスは3年だよ。取りあえず、そんな形でいっていると思います。あといいです、賃貸借事業は。

それで、聞きたいのは、さっきの一般管理費の給料なんだけれども、途中で採用したかということだけです。

○議長（鈴木忠美君） 高久議員、ちょっとお待ちください。今言っているのはバスですか、自動車、どちらのほうを話ししていますか。

○12番（高久時男君） カウントの仕方がちょっと違ったので、その辺の今やり取りしていたんですけれども。

○議長（鈴木忠美君） 自動車のほうですか。ここは自動車のバスとありますから、どちらの話にしても、それによっていろいろ違ってくるものですから。

○12番（高久時男君） バスです。

○議長（鈴木忠美君） バス。

○12番（高久時男君） 全然違う。

○議長（鈴木忠美君） じゃあ、高久議員、それでよろしいですか、質問は。

○12番（高久時男君） はい。バスのほうに絞ってください。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。バスの質問なんだそうです。生活環境課。

○生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

こちら債務負担につきましては、バスのリースではなくて運行業務のほうの委託料の3年間の債務負担でございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） そのほか質疑ございませんか。8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 最初に小淵議員が言いました23ページの特別旅費の問題です。一般質問でないのであんまり議論するつもりはないんですけども、年度の途中でわざわざ369万円という大きな金額の補正予算を組んでまで緊急にドイツへ行政視察を実施するということについて、先ほど町長からいろいろその必要性が述べられましたが、まだちょっと私はすんと理解できないんです。この問題について、まず、いつ、どの担当部署で、冒頭、教育委員会が説明ありましたけれども、どの担当の部が、そして、担当の職員の人たちだと思うんですけども、どういふメンバーで検討を重ねてドイツのフランクフルトに視察をしようということを決めた経過について説明していただきたいと思います。

そして、行政視察の内容についてですけども、まず日程について12月下旬ということだったわけですけども、何日間行くのか、その行程です。視察行政の行程について伺います。

それから、あと369万円支出をするわけですけども、この内訳です。ざっとでいいんですけども、つまりドイツまで行くのにかなり飛行機代だけでも相当かかると思うんですけども、この369万円の内訳について説明していただきたいと思います。

そして、最後に、あと視察のメンバー、先ほどいろいろちょっと説明されたんですけども、遠くてちょっと聞こえなかったんですけども、人数と、あと行く方のメンバーです。恐らく町長も行くと思うんですけども、あとドイツにぜひ行ったほうがいいということを提言された審議委員会の大学の先生、そういう方も行くのかどうか、その行く方たちのメンバーについて、まず伺います。

○議長（鈴木忠美君） それでは、秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

年度の途中でということですが、今回のスポーツ推進計画のほう作成している中で、今年度4月1日にスポーツ審議会の委員の方々、任命しております。そういった方々の関係性から、今年度の途中となりますが、日程を調整して計上と至ったということでございます。

そして、2番目にいつこの部署で担当しているかということですが、私、秘書政

策課でございますが、町長の政策の部門で秘書政策も入っております。それから、教育委員会の計画ということで、生涯学習課のほうも入って打合せを行ってきております。どちらの担当というか両方担当と、先ほど町長のほうでお話ししたとおり今後のまちづくりの方向性のことでございますので、私の町長部局である秘書政策課でも入って打合せをしてきております。

それから、こちらの内容の日程でございますが、3泊5日、ドイツにつきましてはフライト時間14時間かかるということでございますので、1日多い3泊5日を予定しております。

それから、369万円の内訳ということでございます。こちらでございますが、航空賃や宿泊料等につきましては、地元のイオンにありますJTBさんに見積り相談をしてございます。航空賃及び宿泊料で約253万円。それから、日当及び食卓料で14万5,000円。それから、成田発着で予定しております、こちら鉄道賃5名分でございます、14万円。それから、どうしてもフライトの関係性もあって前泊等も必要になる可能性が高いと、朝の便で出発する場合、搭乗手續ございますので、前泊の宿泊料6万5,000円。それから、現地で旅行などで手数料関係、それから保険、雑費類ということで81万円。以上で369万円となっております。

それから、5番目の質問でメンバーということでございますが、先ほど答弁しておりますとおり、町長と黒須先生でございます。スポーツ推進審議会の委員長、この2人は決まっております。それ以外のメンバーは、生涯学習課、秘書政策課、町長随行としまして調整しているところでございまして、こちらお認めいただいた後、調整していくところでございます。人数につきましては5人の予算を計上しているところでございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） ドイツに行くことを決めたいろいろ検討過程について説明がありましたけれども、秘書政策課と教育委員会の職員の中で打合せをしたと。そして、それとあわせて審議委員が4月1日に任命したということで、その審議委員会の皆さんもこの視察の行程決定に関わっているのかなと思うんですけれども、この審議委員会の皆さんもドイツのフランクフルトに行くことが非常に大事だということを審議の中でも審議をされたのかどうかということです。

それから、あとそういう審議、ドイツのフランクフルトを決めた理由です。その辺がやはり、先ほど町長いろいろ説明されましたけれども、なかなかちょっと理解できないんですけれども、何がドイツのフランクフルトが先進的なことをやっているのかということ、これは検討した職員の皆さんがしっかりといろいろな資料を把握して分析して、ドイツのフランクフルトがやっ

ぱり利府町として行く必要があるなど判断したのかどうかです。

それから、あとドイツだけじゃなくてヨーロッパにはイタリアとかフランスとかイギリスとか、スポーツの先進的な国がたくさんあるなどちょっと思うんですけども、そういう点でいうと、そのほかの国も同じ先進的なその課題についてイギリスではどうなのか、イタリアではどうなのか、フランスではどうなのかということで、各国の先進度合いというのをやっぱり研究する必要があると思うんです。いきなりドイツというのも何かおかしいわけで、やはりドイツがいかにはほかの国と比べてすぐれているのかということなども検討されたのかどうか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 生涯学習・スポーツ振興係長。

○生涯学習・スポーツ振興係長（荒巻 圭君） では、お答えいたします。

まず、スポーツ推進審議会の中で、このドイツの視察に関してはまだ話し合いはされておませんが、今後、審議会を開催する予定ですので、そちらのほうで話をしていく予定ではございます。委員長の黒須先生からの指示ということで今進んでいるところでございます。以上になります。

○議長（鈴木忠美君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） 続きまして、2点目の検討状況、研究状況についてお答えいたします。

先ほど町長からも答弁ありましたとおり、まず委員長である黒須先生が長年ドイツのほうに関わって、ドイツだけではなくヨーロッパを1か月程度回って、様々な日本の文化を伝えたり交流があると伺っております。そういった中で、今、議員さんおっしゃられたいろいろな国ありましたが、ドイツがやはり利府町にマッチした、クラブチームだったり地域のクラブだったりというのが非常に利府町にマッチするんじゃないかというところのお知恵をいただいて、ドイツとなった次第でございます。

そういった意味で、ドイツの中でもいろいろな国がありますが、フランクフルトがやはり盛んな、75万人程度の市でございますが、非常に地域と住民と民間と企業さんだったりいろいろな指導者、ボランティア状況、そういったものがモデルになるということで、当然ながら、様々な研究をした上で、先生のお話も伺った上でドイツと決定したところでございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 最初、教育委員会のほうから、今回の行政視察の背景には3つあるということだったんですけども、生涯学習のスポーツの問題とか、あと中学校の部活の地域移行の問題と、そしてもう一つは、スポーツ推進計画が来年の3月に策定するので、それにドイツの視察を活用したいというお話ありましたよね。

ところが、そのスポーツ推進計画をつくる審議委員の皆さんは、町がドイツに行ってこの推進計画にドイツのいいところを導入するんだということを知らないということではないですか。今日、ここで議決された後に、実はドイツに行ってスポーツ推進計画の中にいろいろな問題を入れるためにドイツに行きますということをして事後報告するという程度でいいのかな。スポーツ推進計画をつくるために行くんだというような説明があったわけですから、やはりドイツに行くということをスポーツ推進計画の審議委員の皆さんにも最初に議論していただくというのが筋だと思うんですけども、その点について問題ないのかなということ。

あと、今いろいろ検討してドイツに決定したということなんですけれども、何か課長の話だと、結局、大学の先生のお知恵をお借りしてドイツに決めたということをお話しされたんですけども、やはりドイツに行くということを決めた、検討した2つの部署、秘書政策課と教育委員会での職員たちが、いろいろな資料を見て、ドイツの資料、それからイタリアの資料と、今、たくさん国があるんですけども、資料をちゃんと自分で見て検討して、やはりドイツだと決めたのであれば分かるんですけども、何か話聞いていると、あまりほかの国の資料もよく検討しないで、その大学の先生がやっぱりドイツがいいねと言うことで何か決まったとちょっと受け取られるんです。

ネットで見ると、この先生は確かに40年前からヨーロッパ行っているんです、何十か国も。ところが、行っているのは、地域のスポーツ問題じゃなくて弓道の普及に行っているんです、40年前から、各国に。そして、ドイツの弓道連盟から表彰されているということで弓道の普及に40年間行っている先生なんです。だから、そういう形でスポーツのまちづくりのお知恵を本当に借りていいのかなということのをちょっと疑問に思うんですけども、その辺について、町長から答えていただいたほうがいいのかなと思います。

そして、もう一つ、こういう今、物価高、ガソリン代もすごく上がった、灯油代もすごいです。こういう中で、町民の暮らしがうんと大変だという中で、1人約70万円の旅費をかけて、ドイツに行くといって行政視察をしてスポーツのまちづくりのために研究してくる、研修してくるんだということについて、一体町民の皆さんがこのことについてしっかり、こういう大変

な生活が厳しい中で、やっぱり町はドイツに行って視察するのがいいことだなと町民の皆さんが納得できるかどうか。その辺について、町長どう感じますか。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の御質問にお答えします。

ちょっと本会議というレベルの議論になっているのかなと思うんですけども、まず、有識者としての黒須先生の知識を私たちはしっかりと学ばせていただいて、経験、ノウハウ、そして私たちも勉強をして、ドイツのフランクフルトが最もこれからの先ほどの部活の地域移行やスポーツクラブの在り方、そのほか、すみません、舌足らずで私ももっと述べるべきだったんですけども、スポーツクラブを核としたコミュニティーの形成、老若男女がスポーツを通して交流をして地域を支えているという、これは私は新しいコミュニティーの在り方になると思うんですけども、コミュニティーの在り方、そして企業との関係です。特にスポーツ施設やスポーツ団体を運営する資金調達の在り方、または今後、私は計画をしたいなと思っている国際交流です。利府町が弱い部分だと思っておりますので、国際交流、こういったものも、スポーツの基本計画をつくりながら同時並行で取り組めたらなあという思いを持って、黒須先生の幅広い人脈とそして長年培われたスポーツに関する深い洞察、こういったことを参考にさせていただきました。

弓道の普及ということは、そのとおりでございます。しかし、弓道だけ普及しに行っているわけじゃないんです。黒須先生はスポーツ学の研究の第一人者でございますので、そういったスポーツ行政についてお詳しい方、もしかしたら、インターネットに載せている、またはSNSに載せているのは弓道に取り組まれている姿が中心になっているかもしれませんが、それは黒須先生の持っている幅広い知識の一部でしかないと思いますので、そこをフォーカスしてこれ見よがしに言われても、何ともお答えができないというところがまず第1点目。

2点目の今、大変町民が物価高で苦勞しているという中で、1人旅費を70万円かけて行くべきなのかということでございますが、私は行くべきだと思っているから予算に計上をさせていただいております。それはなぜかという、将来を見据えているからです。

長岡市というところが新潟県にあります。教育家の小林虎三郎が生まれたところでございます。皆さんは米百俵の精神というところで御認識されていると思うんですけども、大変苦勞されている中でも、将来を見据えた米百俵の使い方をしたがゆえに、人物と言われる山本五十六や小原 直などそういった人物を生み出したということ。

これは経済対策は経済対策でももちろん取り組みますし、実際、現在も取り組んでいるところでございますので、町民の皆様の生活の大変さ、これはこれでまた別の政策としてしっかりと取り組みながら、将来を見据えたスポーツの在り方、地域部活動の地域移行の在り方を先進地であるドイツに学びに行くということ、これは決して旅行とかそういった遊びに行くということではありませんので、私たちも研修、研究と修養を重ねるために行くためでありますから、事前の準備をしっかりと旅立って、または研修していきたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） ほかに何件ぐらいありますか。

○8番（土村秀俊君） 審議委員会の皆さんに事後報告でいいんですかということです。問題ないんですか。

それでは、生涯学習・スポーツ振興係長。

○生涯学習・スポーツ振興係長（荒巻 圭君） お答えいたします。

委員の皆様にはまだお伝えしていないところですが、委員長と相談しているところでございますので、これから審議委員会ありますので、そちらのほうで話題にしていくと検討しているところでございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） それでは、あと何人ぐらいありますか。関連。

じゃあ、14番 羽川喜富君。

○14番（羽川喜富君） 今、スポーツ推進委員の計画を一番これをつくり上げるためにという形でドイツのほうとかに行かれるという形と思うんですが、推進委員の方々はどのような方々が対応しておられるのか、この辺ちょっと分かれば教えていただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 生涯学習・スポーツ振興係。

○生涯学習・スポーツ振興係長（荒巻 圭君） お答えいたします。

まず、学識経験者といたしまして大学の教授、あと准教授1名ずつとなっております。それ以外に、宮城県のスポーツ協会のスポーツ推進課長、あとは利府町の体育協会、スポーツ少年団の本部長、推進協議会の会長、あとは子ども会の会長、あとはまちづくりでスポーツのボランティアに関わっているまちづくり利府の社長、あと障害者スポーツ団体の代表、あとは学校の校長会の会長という形で10名で編成しているところでございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） あと何人ぐらいございますか。2名。

それでは、ここで一旦休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時11分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございませんか。15番 永野 渉君。

○15番（永野 渉君） 今、いみじくも町長、百俵の米の話をしました。私は、逆にそのことを町長にお返ししたいと思います。このことが本当に将来子供たちのためになるのか、ならないのか。我々、議会運営委員会の中でもいろいろと議論をしてきましたが、なぜ議論しなきゃいけないの、今、ふさわしくないようなことをやろうとしているからではないのかなと私は思っております。

そういったことで、それからもう1点、なぜ、教育委員会と秘書政策課は分かるんですが、教育長を何で連れていかないんでしょうか。その辺も不思議に思っています。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 質問ありがとうございます。

将来のためになると思っているから予算を計上していると、先ほど答弁させていただいております。

○議長（鈴木忠美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えします。

今回のドイツ行きにつきましては、町長の強い思いがありまして町長と黒須先生とあとほかの随行職員が行きますので、今回については教育長は行かないということで決定しております。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 関連性がございませぬ。須田議員。

○3番（須田聡宏君） 先ほど、視察の目的に部活動の外部移行という件がありました。それでお尋ねしたいんですけども、外部移行に当たっては非常に大きな課題だと思いますし、地元またはこの地域、利府町とその現場の先生方、部活動顧問されている先生方の声というのをやはりしっかり知るべきなのかなと考えます。

または、地域移行といいましても、今、シニアの野球でもサッカーでも部活動外の活動というのは結構盛んになっていると思います。そうすると、利府町以外の市町村との関わりということも出てくると思うんですが、その地域が抱えた部活動移行に関する課題、そういったものをどのようにお考えになって今回の視察につなげていくのかということをお町長と教育委員会の

ほうに質問させていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 御質問ありがとうございます。

ドイツ視察、またはその関連して内容的に部活動がドイツというのはいないんだよというお話をさせていただきました。その際、部活の地域移行が2025年度までということでお話もさせていただきましたが、須田議員おっしゃるようにまだまだ課題が本当に多くて、どの地域、日本全国どこの地域を見ても模索状態です。その模索、迷わせている1つの大きな要因は、指導者に関すること。そして、その指導者に対してスポーツ庁または文部科学省は一切手当、お給料を出さないという態度、全てボランティアで今までどおり学校の先生が、先ほど部活動が学校教育で曖昧な立てつけだと須田先生も御案内だと思うんですけども、ボランティアの域を出ていない中で、子供たちを預かって部活を運営させているというところでございまして、それと何ら変わらないようなことの制度設計をしつつあるということが、非常に私は危機感を持っております。

そういったところを、先ほど資金調達という話もさせていただきましたが、ドイツの先進的な企業とスポーツクラブとの関係ということも勉強していきたいと思っておりますし、一部、私たちの町でも株式会社サイコーさんがP o c c i !という仕組みをつくっていただいて、利府町で先行的な事例として、アプリをダウンロードして支払いをしてくれるとそのポイントがたまって、地域のスポーツ団体とか文化活動団体のほうにあてがわれるということを先進的にやってくださっておりますが、さらにもっと充実させたものにするためには、やはり先進的な事例のものが欲しいなど。

つまり、部活動はそうですけれども、大変スポーツはお金のかかるものですから、そういったお金の面で子供たちに、また親御さんに苦勞させないためにも、やはり先進地事例ということは参考にしていかなければならないなというところで、今回、予算を計上させていただきました。私の考え方的一端でございます。

○議長（鈴木忠美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） 2点目についてお答えを申し上げます。

今現在、地域移行の部活動の関係、今、盛んにやっているところではございますけれども、ただ、今、町長が言ったようにいろいろ課題があります。なので、これから保護者、子供たち、学校の先生方、そこのところに調査をかけまして、どういったふうになっていくのが正しいも

のなかのどうかというのを分析して、各種団体の意見も聞き、部活移行についてどういった提言をしていけばいいのかということで、各種の団体さんを含めて委員会等を立ち上げながら進めていきたいという予定ではあります。ただ、まだ確定したものはまだないので、今のところの構想的なものは、そういったところで進めていきたいということでございます。

あと、また学校の校長先生なんかを含めお話し合いをしているところなので、それが決まりましたら、またあと議員の皆様方にもお知らせできるのかなと思います。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、2点お伺いいたします。

18ページお願いいたします。

6款1項3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金のところで、1点目が農作物有害鳥獣被害対策協議会ということで負担金30万8,000円計上されております。こちら新しく設置されたというところでしたが、設置の経緯と構成員、また負担金の内容をお伺いいたします。

2点目、同じく18節のところの一番下の果樹生産拡大推進事業ということで、説明では、リング畑を梨畑にするというところに補助金を出すということでした。これは本当にすばらしいことだと思いますが、こちらの具体的内容をお伺いいたします。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） お答えいたします。

まず、1点目でございます。農作物有害鳥獣被害対策協議会への負担金でございますが、この協議会につきましては、農作物等に対する有害鳥獣による被害防止及び軽減するため、捕獲の適正化及び危険防止を図りながら農作物の被害防止対策を推進することを目的に、今年4月1日に設立した協議会でございます。

協議会の運営費用については、国・県から直接協議会が補助を受けまして運営しておりますが、活動費である消耗品等、今回、計上していますが、ライフル弾、あと腕章等の消耗品等については補助対象外となっていることから、町から協議会に対して負担金として予算を計上したものでございます。こちらについては、特別交付税措置8割を受けられることになってございます。

2点目、その協議会の構成メンバーでございます。構成メンバーにつきましては、利府町、そのほかJA仙台利府支店長、JA営農センター長、JA仙台の利府地区実行組合長、利府梨振興協議会の会長、宮城県猟友会塩釜支部長、利府町鳥獣被害対策実施隊長、あと管内の自然

保護員、学識経験者、今回、このメンバーの学識経験者につきましては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーとして町内の方、アドバイザーさんおりますので、その方が入った9名で構成してございます。

2点目の果樹生産拡大推進事業補助金でございますけれども、こちらについては、先ほど説明というか、リンゴ畑をやっていた方でございますけれども、今回、そのリンゴ畑をやめまして、自宅の脇の畑10アールでございますけれども、こちらのほうに新たに梨棚を作るということでその施設の整備、あと整地費の費用に関して3分の2を補助するものでございます。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、鳥獣対策協議会のほうでありますけれども、負担金のほう、町のほうも8割交付税措置があるということでしたが、今後、町はその協議会に対してどのように関与していきたいと考えているのかという部分と、交付税措置が8割補助され、国からもしっかり補助があるということでは、今後もこのような形でしっかりと支援していくのかという考え方を伺いいたします。

それから、先ほど構成員の方全員名を連ねた役のある方なのかなと思うんですけれども、当事者的な方を今後入れる考えをその協議会が持っているのかという部分、町が分かっていたら教えていただきたいと思えます。

それから、果樹生産拡大推進事業のほうでございますけれども、この事業、周知はどのようになっていたのかなと思っているところなんです、この生産拡大事業、過去5年間、事業の中を見てみると大体50万円で推移しておりました。そういう中で、今回、突然200万円ぐらいで補正で上がってきているところで、ホームページで見させていただいても、この事業はホームページには掲載されていないところで、どのような形で周知されてこのような形になったのかというところを説明いただければと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） お答え申し上げます。

まず、第1点の協議会のほうへの町の間与でございます。こちらについては、去年、おとしとイノシシの被害の拡大に伴いまして、今年度、新たに設立したものでございますけれども、当然、イノシシの被害のほう拡大してございますので、この協議会を基にイノシシの対策等を当然やっていって被害の防止に努めていくため、町としても十分関与する考えでございます。

また、支援でございますけれども、これまで見回り等を少ない回数でこなしておりましたが、今回、この協議会を立ち上げたことによって国から補助金等もらいますので、見回り回数についても2日に一遍、町内のほうを見回りすることができるようになったので、その辺も改めてイノシシ対策等を一応やっていきたいと考えてございます。

次の2点目でございます。梨の補助金関係でございます。この梨の拡大については、今回、新たに出てはいますが、この梨関係の梨畑を作る補助金については、5年前、平成29年度に加瀬の方、10アールの梨畑を作るということで、その当時については事業費130万円ぐらいで、補助金にしまして87万3,000円、一応交付してございます。

この周知方法でございます。農協関係、JA仙台さんのほうに周知関係で、梨畑を作る方とか、あとそういう方がいればということで、そちら関係で周知のほうを行っているところでございます。以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、鳥獣被害のほうの協議会のほうなんですが、支援を見回りのほうで行っていくと答えいただいたんですけども、金額的な部分で、同じような金額で今後も支援していくのかということをお伺いしたいと思います。

それから、梨畑のほうは農協さんとかを通じて周知したということでありましたけれども、これは本当に利府町として多くの方にさせていただくといい事業ではないかと思いましたが、そういう部分では、やはりホームページとかでもしっかりと周知していただきたいと思いますが、その辺お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） 1点目にお答え申し上げます。

支援につきましては、今後も継続して支援のほうをやってまいります。

2点目の周知関係ですけれども、ホームページ関係、補助金関係のちょっと足りない部分でございますので、こちらをあわせて、ホームページのほうに補助金の周知のほうやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ございませんか。14番 羽川喜富君。

○14番（羽川喜富君） ページ数で19ページの3の地域振興費の中の委託料です。ふるさと応援の基金の広告の掲載の委託料なんですが、450万円もかかっている内容ですが、この内容についてまず教えていただけますか。

○議長（鈴木忠美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

我々、今年の5月に、千葉県の勝浦市のほうにふるさと納税の先進地視察ということでちょっと行ってまいったんですけれども、その際にポータルサイトの中でウェブ広告というものがすごく効果があるということを知ることができまして、それを6月から施行したところ、前年対比で7月が1.5倍、そして8月には3倍と寄附の実績が上がったものですから、これを今後も、ちょっとさらに寄附額の増加を図るために、しっかりとしたプロモーションに係る経費を今回増額計上させていただいております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。15番 永野 渉君。

○15番（永野 渉君） 私は、土村秀俊議員、伊藤 司議員の賛同を得て、動議を提出いたします。

議案第59号令和5年度一般会計補正予算について、一部を修正したいと思いますので休憩の動議を提出いたします。よろしくお取り計らいお願いします。

○議長（鈴木忠美君） これで質疑を終わります。

ただいま15番 永野 渉君から、議案第59号令和5年度利府町一般会計補正予算について、一部の修正をするための緊急動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので成立しました。

議案第59号令和5年度利府町一般会計補正予算の一部を修正するための休憩の動議を議題とします。

採決します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、議案第59号令和5年度利府町一般会計補正予算の一部を修正するため、休憩動議が可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時39分 休 憩

午前11時45分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、永野 渉議員のほか2名の議員から、お手元に配付しました修正案のとおり、修正の動議が提出されました。この動議は会議規則第16条の規定により成立しました。よって、本動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。これより15番 永野 渉君、ほか2名から提出されました修正動議を議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。よって、本動議は可決されました。

提出者より提案理由の説明を求めます。15番 永野 渉君。

○15番（永野 渉君） 15番の永野 渉であります。

私は、土村秀俊議員、伊藤 司議員の賛同を得て修正動議を提出いたしたいと思います。

先ほど、議案第59号令和5年度一般会計補正予算について様々な審議がありました。この中で、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費に係る補正予算を削除することについて、修正動議を提案いたします。詳細な理由は次のとおりであります。

まず、なぜドイツなのか。過去はいろいろとドイツに競技を教えていただいた経過があります。しかし、今、日本はドイツに様々な競技、国際的なナショナルチームでも勝ち負けはあるわけでありませけれども、その中でもうドイツを破ってきている、それだけスポーツについてはもう日本のほうが上なのではないかなと思います。

それで、いみじくも今アジア大会が開催されているわけでありませけれども、その中でも中国が断トツに金メダルを獲得している。競技によっては日本も頑張っているところがあります。競技力だけではありませんけれども、その下積みももう十分ではないかと。

それで、先ほど来、ちょっと議論がされておりますが、国内にも非常にそういうまちづくり、スポーツの発展のためのまちづくりをしている市や町、村もあるはずであります。そういったところをやはり研究し、視察し、経費のかからない方法でやるのが一番かと思われませ。

それから、第2点でありますけれども、今、部活の指導者が学校の先生もできないでいる。地域の中で誰か指導できる方をこれから多分探すんでしょう。しかしながら、あらゆる面において、利府は利府高校という高校があります。その中で指導している先生は、体育部門については一流なのかなと思っております。各競技、2番なり3番なりですけれども、非常に頑張っている。その先生方もいつかは退職してしまうわけでありませけれども、その先生方をぜひ利府のために尽くしてもらいたいというようなことで協力してもらおうような方策も必要でありませ。

す。

余計なことになりますけれども、過去に、今野美加代先生がいらっしゃいました。この方は日本の1,500メートル女子の日本記録保持者であります。その方、利府高校で最後を迎えたわけですけれども、私と、この間、勇退されました、今日、傍聴席に来ております遠藤紀子さんと2人で口説きまして、利府町のスポーツアドバイザーということで安い賃金で協力をいただきました。それで、非常に陸上だけではなくていろいろなお年寄りの体操とか何とか、スポーツの部分に協力していただいた経過もあります。今はお年が、古川から通うのがつらいということで辞められましたが、今でもちょくちょく体育館のほうに来て指導しているようがあります。そういった方を利用する、協力をいただく、そういった方策のほうが先ではないのでしょうか。

それから、施設のこともあります。私もこの間の選挙、非常に暑い中、67歳でまだ若いんですけれども、かなり効きました。その中で、北公園グラウンドの休憩をしに行ったわけですけれども、そこのトイレをお借りしました。これ和式で非常に汚い。スポーツ、子供たち、それからテニス、大人の方々、いっぱいいたわけですけれども、そういうハードな部分もおろそかになっている。多分300万円があれば洋式に修理できるんでしょう。確かに維持管理はスポーツの会社に委託をしているわけですけれども、そういったことにお金を使うのであれば、私は大賛成だと思います。

まだまだ利府は、スポーツのことについては余裕といいますか、指導者も今回議案でも出ています、例えば、バスケットボールの相澤優子、今は小島優子です、そういう全日本のキャプテン級の方がいるわけです。それから、いろいろとスポーツに長けている方がいるわけです。そういった方々の競技的な指導、それから下積みの部分については教育委員会なり、せっかくスポーツ何とか係もあるわけですから、そういったものを十分に活用して、スポーツのまちづくり、これも町長と同じ考えでありますけれども、非常にまちづくりにとっては大事なことです。ただ、その手段があまりにも何と言いますか、唐突過ぎる、そういったことをあえて申し上げます。

以上の理由によりまして、議案第59号令和5年度一般会計補正予算について、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費に係る補正予算を削除する修正案を提案いたします。以上であります。

○議長（鈴木忠美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する賛成者の討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 次に、改正案に対する賛成討論の発言を行います。討論ありませんか。

8番 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 議案第59号令和5年度利府町一般会計補正予算に対する修正動議に賛成の討論を行います。

まず初めに、今回、町が提出した補正予算案の原案は、1か所を除けばほぼ賛成できる補正予算であるという認識であるということを述べておきます。

そして、費用の支出を認めることができないという箇所1か所ですけれども、それはドイツへの行政視察のための特別旅費として369万円が計上されている部分であります。この支出については、当局の提案理由の説明では、スポーツによるまちづくりを進めるための視察ということでしたけれども、私は、スポーツを活用したまちづくりという施策自体には反対するものではありません。しかし、提案理由で言うような、これをより一層進めるためにスポーツ振興の先進国であるドイツの視察を行うという説明には非常に疑問を感じます。

今回の視察先であるドイツのフランクフルト市がスポーツのまちづくりで先進的な事業を実施しているとしても、欧州にあるドイツと日本とは大きく距離の離れた国でもあり、ドイツの国の在り方も、州の権限が巨大なドイツは連邦共和国、共和制であり、日本とは政治システムも大きく違います。そして、フランクフルト市民の人口も構成も利府町とは大きく違い、もちろん言語も日常生活の状況も違います。そして、国や市の成り立ち、歴史、これもドイツと日本では全く違うわけですから、ドイツで実施をしている施策を利府町の行政に効果的に反映させることができるのかどうかということについては疑問を感じます。

ですので、はるか遠いヨーロッパのドイツまでわざわざ行かなくても、提案理由でもありま

したけれども、日本国内の自治体でもスポーツによるまちづくりで実績を上げている市町村が文科省のホームページを見れば数多く紹介をされておりますので、国内の先進地の自治体を視察したほうが利府町のスポーツのまちづくりという施策に十分生かせるのではないかと思います。

そして、質疑でも述べましたけれども、何よりも今、食料品やガソリン代、灯油代などの異常な値上がりで町民の日々の暮らしは大変であります。そういう状況の中で、1人70万円前後の飛行機代を使って、町長はじめ学院大の先生や役場職員5人でドイツまで行って、それも僅か視察期間は3日間だけです、3日間だけの研修をすることに、多くの町民の理解は得られないのではないかと懸念をするものでございます。

以上の理由で、この部分を削除した補正予算案の修正動議に対して賛成をするものでございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより本案に対する永野 渉議員ほか2名から提出されました修正案について採決します。

この採決は起立によって行います。

本修正案の賛成の方、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数と認めます。したがって、修正案は可決されました。

次に、修正案、可決された部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、修正決議された部分を除く部分については、可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開は13時ちょうどとします。

午前11時59分 休 憩

午後 0時57分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第60号令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第8、議案第60号令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第60号令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第9、議案第61号令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第61号令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第10、議案第62号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第62号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第11、議案第63号令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第63号令和5年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第64号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第12、議案第64号令和5年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第64号令和5年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第13、議案第65号令和5年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第65号令和5年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第66号 工事請負契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第14、議案第66号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、議案第66号工事請負契約、館太子堂線改良工事ということで、今回、総合評価落札方式特別簡易型ということで行っております。そこで、入札参加各社の入札額と落札率、それと総合評価点を教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

今回の入札額につきましては、今回、総合評価方式でございますので、入札額については、今回、提案しております山幸建設が一番低い額ではありませんのでちょっと順番が不同になりますが、金額の低い業者から説明させていただきます。

まず、株式会社大志工業さんが入札額9,150万円、ライブディック株式会社さんが9,550万円、山幸建設株式会社さんが9,700万円、株式会社東北建設さんが1億円という形で行いました。

それにあわせて総合評価点でございますが、こちらは総合評価点が低いところから説明させていただきます。

株式会社東北建設さん、総合評価点が15.510、株式会社大志工業さん、総合評価点が24.202、ライブディック株式会社さんが総合評価点24.582、最後に、山幸建設株式会社さんが総合評価点29.225という形になっております。

今回の落札率でございますが、予定価格が1億1,051万円に対しまして9,700万円でございますので、落札率は87.7%という形になっております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 各社の落札率というのはもう聞いていたんだけど、パーセンテージね。というのは、この総合評価落札方式で、恐らく地元は山幸建設さんだけなんだけれども、山幸建設さんの地元貢献という意味では5ポイント他社より高いはずなんです。だから、要するに5ポイントイコール5%が他社よりリードしているという形になるので、他社の落札率も

聞いていました。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） 失礼しました。落札率ではなくて入札率というところで説明させていただきます。

まず、株式会社東北建設さんが90.49、大志工業さんが82.80、ライブディック株式会社さんが86.4、山幸建設株式会社さんが87.7%でございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第66号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第67号 監査委員の選任について

○議長（鈴木忠美君） 日程第15、議案第67号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により土村秀俊君の退場を求めます。

〔8番 土村秀俊君 退場〕

○議長（鈴木忠美君） 提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第67号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木忠美君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、3番 須田聡宏君、4番 高木綾子君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木忠美君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。なお、白紙の取扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木忠美君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（鈴木忠美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。3番 須田聡宏君、4番 高木綾子君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木忠美君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

うち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 14票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数であります。

したがって、議案第67号監査委員の選任については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔8番 土村秀俊君 入場〕

日程第16 議案第68号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（鈴木忠美君） 日程第16、議案第68号利府町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第68号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木忠美君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、5番 皆川祐治君、7番 金萬文雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木忠美君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、任命に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。なお、白票の取扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木忠美君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（鈴木忠美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。5番 皆川祐治君、7番 金萬文雄君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木忠美君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15票

うち有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 15票

反対 0票

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、議案第68号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第17 認定第1号 令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第2号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第3号 令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第4号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第5号 令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第6号 令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第23 認定第7号 令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定について

○議長（鈴木忠美君） 日程第17、認定第1号令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第23、認定第7号令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定についてまで、議事の関係上、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております認定第1号から認定第7号までの令和4年度各種会計決算の認定について、順次説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、認定第1号令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が137億5,431万2,029円、歳出総額は131億3,326万258円となり、歳入歳出差引残額は6億2,105万1,771円であります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は5億9,444万771円となっており、3億円を財政調整基金に積み立てて、残りの2億9,444万771円を令和5年度へ繰り越しております。

次に、認定第2号令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が32億1,400万5,130円、歳出総額は31億7,803万5,887円となり、歳入歳出差引残額は3,596万9,243円であります。このうち3,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、残りの596万9,243円を令和5年度へ繰り越しております。

次に、認定第3号令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総

額が24億5,218万3,006円、歳出総額は23億4,683万7,005円となり、歳入歳出差引残額は1億534万6,001円であります。このうち6,000万円を介護保険事業財政調整基金に積み立て、残りの4,534万6,001円を令和5年度へ繰り越しております。

次に、認定第4号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が3億5,879万6,587円、歳出総額は3億5,116万4,100円となり、歳入歳出差引残額は763万2,487円で、その全額を令和5年度へ繰り越しております。

次に、認定第5号令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額は990万7,423円、歳出総額は891万2,243円となり、歳入歳出差引残額は99万5,180円であります。そのうち50万円を町営霊園等管理運営基金に積み立て、残りの49万5,180円を令和5年度へ繰り越しております。

204ページ、205ページをお開き願います。

認定第6号令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、（1）収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は10億7,979万1,258円であり、収益的支出の決算額は9億9,692万3,568円であります。

206ページ、207ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は1億1,877万1,492円であり、資本的支出の決算額は3億6,275万1,862円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,397万370円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

209ページ、210ページをお開き願います

令和4年度利府町水道事業会計利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度に生じた未処分利益剰余金3億5,827万9,157円のうち、9,730万円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

235ページ、236ページをお開き願います。

認定第7号令和4年度利府町下水道事業会計決算でございます。

（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益につきましては、決算額13億7,976万530円であり、支出の第1款下水道事業費用につきましては、決算額12億4,402万5,110円であります。

次に、237ページ、238ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額4億6,312万5,000円であり、支出の第1款資本的支出につきましては、決算額5億9,599万5,477円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,287万477円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,906万8,087円、当年度分損益勘定留保資金9,380万2,390円で補填しております。

以上が認定7件でございます。

なお、認定第1号から認定第5号までにつきましては、会計管理者から概要を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧いただくとともに、決算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（後藤 仁君） それでは、認定第1号から認定第5号までの令和4年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要と財産に関する調書について御説明をいたします。

利府町歳入歳出決算書の3ページをお開き願います。

一般会計の款別決算額でございます。

初めに、歳入でございますが、表の一番下の歳入合計を御覧ください。

予算現額143億365万7,000円に対しまして、調定額138億8,673万1,874円、収入済額は137億5,431万2,029円で、前年度と比較いたしますと6億8,491万7,348円の減となっております。

また、不納欠損額は619万369円、収入未済額は1億2,622万9,476円で、収入率は予算現額に対して96.2%、調定額に対して99%となっております。

4ページの歳出でございますが、歳出合計を御覧ください。

予算現額143億365万7,000円に対しまして、支出済額131億3,326万258円で、前年度と比較いたしますと6億8,607万5,159円、5%の減となっております。

翌年度繰越額5億8,695万2,000円につきましては、戸籍システム改修業務や新中堀新川崎線道路整備事業など10件の事業を令和5年度へ繰越したものでございます。

なお、歳入歳出の主な減額の理由でございますけれども、歳入では、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金や新型コロナウイルス感染症拡大防止関連の補助金が減額になったこと、ま

た町債の借入れが減額になったことによるものでございます。歳出では、公共施設整備基金の積立金や文化複合施設開館準備費用がなかったことなどによるものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、歳入合計を御覧ください。

予算現額33億1,273万9,000円に対しまして、調定額33億2,062万7,840円、収入済額は32億1,400万5,130円で、前年度と比較いたしますと3,024万5,272円、0.9%の増となっております。

不納欠損額は755万6,634円、収入未済額は9,906万6,076円となり、収入率は、予算現額に対して97%、調定額に対して96.8%となっております。

6ページの歳出でございますが、歳出合計を御覧ください。

予算現額33億1,273万9,000円に対しまして、支出済額は31億7,803万5,887円で、前年度と比較いたしますと5,331万1,401円、1.7%の増となっております。予算現額に対する支出率は95.9%でございます。

次に、7ページをお開き願います。

介護保険特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額24億4,154万5,000円に対しまして、調定額24億5,925万4,656円、収入済額は24億5,218万3,006円で、前年度と比較いたしますと1億7,306万1,942円、7.6%の増となっております。

不納欠損額は125万9,853円、収入未済額は581万1,797円、収入率は、予算現額に対しまして100.4%、調定額に対しては99.7%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額24億4,154万5,000円に対しまして、支出済額23億4,683万7,005円で、前年度と比較いたしますと1億2,251万6,292円、5.5%の増となっております。予算現額に対する支出率は96.1%となっております。

次に、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額3億5,420万3,000円に対しまして、調定額3億6,312万8,587円、収入済額は3億

5,879万6,587円で、前年度と比較いたしますと4,254万8,131円、13.5%の増となっております。

不納欠損額は50万1,400円、収入未済額は383万600円、収入率は、予算現額に対しまして101.3%、調定額に対しては98.8%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額3億5,420万3,000円に対しまして、支出済額は3億5,116万4,100円で、前年度と比較いたしますと4,130万1,259円、13.3%の増となっております。予算現額に対する支出率は99.1%でございます。

9ページをお開き願います。

町営墓地特別会計の款別決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額991万円に対しまして、調定額990万7,423円、収入済額990万7,423円で、前年度と比較いたしまして546万8,697円、35.6%の減となっております。

不納欠損額及び収入未済額はございません。収入率は、予算現額に対して99.9%、調定額に対して100%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額991万円に対しまして、支出済額は891万2,243円で、前年度と比較いたしますと518万9,515円、36.8%の減となっております。

続きまして、財産に関する調書について御説明をいたします。

192ページをお開き願います。

こちらは公有財産、土地及び建物の総括でございます。一番下の合計を御覧ください。

土地の決算年度末でございますが、ため池の財産区分の変更及びごみ集積場の所有権移転に伴いまして、2.42平方メートル増の301万2676.8平方メートルとなっております。

次に、193ページを御覧ください。

建物木造の決算年度末についてでございますけれども、消防団中央分団詰所の新設によりまして、149.04平方メートル増の9,581.37平方メートルとなっております。

非木造の決算年度末につきましては、933.64平方メートル減の9万7,440.32平方メートルとなっております。減の主なものといたしましては、旧生涯学習センターの解体によるものでございます。

次に、194ページをお開き願います。

（3）有価証券の決算年度末残高につきましては、9,573万1,000円増の3億2,064万3,000円となっております。

次に、199ページをお開き願います。

199ページから202ページまでは、各基金の増減状況について記載しております。これら基金の決算年度末現在高の総額を申し上げますと、37億7,962万9,310円で、前年度よりも3億4,725万9,378円の増となっております。

以上が令和4年度利府町一般会計及び特別会計の決算と財産に関する調書の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より決算審査意見の説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、令和4年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果につきまして、概要を御説明申し上げます。

データで配付されております令和4年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の1ページを御覧ください。

1の審査の対象でございますが、7月5日付で地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から審査に付された一般会計及び4つの特別会計の令和4年度の歳入歳出決算が対象でございます。

2の審査の方法でございます。記載されております（1）から（4）までの4つの観点から審査を実施しております。審査の方法といたしましては、関係課等へ資料の提出を求め、既に実施した例月出納検査等の結果も参照し、7月11日から8月8日までの11日間にわたり、関係課長、係長から説明を受け、審査を実施いたしました。その結果につきましては、9月8日に令和4年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書として町長に提出をしております。

3の決算の概要でございます。令和4年度の一般会計及び特別会計の歳入決算総額は197億8,920万4,175円で、前年度に比べ4億4,453万700円の減少となりました。また、歳出決算総額は190億182万9,493円で、前年度に比べ4億7,413万5,722円の減少となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明がありましたので省略させていただきます。

続きまして、2ページお願いします。

4の審査の結果及び意見でございます。

令和4年度利府町各種会計歳入歳出決算を審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳

出決算における計数は正確であると認められました。

なお、収入支出事務関係における点でございます。

まず、収入関係でございますが、アの町税の徴収等につきましては、前年度と比べて5億2万1,081円増加しております。これは主に大型商業施設の開業等により増加したものでございます。

収入対策といたしましては、夜間相談窓口や毎月第2日曜の休日窓口の開設により、徴収に努力することや財産の差押えなどをして滞納整理に努力していることが認められました。また、スマートフォン等でのアプリ収納による納付が開始されたことも1つの要因となり、納付額が年々増えていることが考えられます。

それによって、町税全体の収入未済額は、前年度より78万1,305円減少し、9,585万4,517円となっております。引き続き町民の納税意識の高揚を図り、税の公平性の観点から、法的手段を含めた適切な徴収対策を講じていくことを期待するものです。

次に、イの税外収入の収入未済状況は、総額で前年度より631万4,439円増加しております。内容につきましては記載されているとおりですが、特に学校給食費においては、徴収方法が変わった影響もありますが、滞納繰越分についてはより一層徴収努力をして、町税同様に引き続き受益者負担の公平、公正の観点から収入未済額の解消に向けた努力を望むものです。

ウの寄附金でございます。ふるさと納税制度による寄附金は、ポータルサイトの追加等により寄附金の増額に取り組んでおり、2万6,569件、4億1,166万666円となり、前年度より6,575件、9,764万6,853円増加いたしました。寄附金は、寄附者の意向に沿って様々な事業に活用されておりますが、今後も適切な管理と運用に努められるよう望みます。

エの特別会計における収入未済状況であります。特別会計全体で1億870万8,473円となり、前年度に比べ800万9,807円減少しております。今後も、特別会計の健全な運営のため収入未済額縮減の取組に努めるよう望みます。

次に、4ページの支出関係でございます。

アでございますが、財政の厳しい状況下において、一般会計においては5億8,344万1,742円の多額の不用額が生じています。予算の正確な見積りと事業の早期執行に努め、不用額が生じる見込みの際には補正予算で減額するなど、限られた財源を有効に活用することを望みます。

イでございますが、前年度から繰り越された繰越事業においても、多額の不用額が生じている事業が見受けられました。国の補助事業等により補助採択が年度末になることも多々あると

思われますが、繰越事業は、事業が決定したものを繰り越すこととなるので、事業内容、事業費を十分精査し、適切な金額を算出し、繰越額を決定されるよう望みます。

エでございますが、業務委託において委託の範囲内と思われる業務を町が別途執行していると思われる事例が見受けられましたので、業務委託の範囲をしっかりと確認の上、適切に執行されるよう望みます。

まとめといたしまして、令和4年度の決算は、町税が前年度と比べ、大型商業施設の開業等により5億2万1,000円増加しております。収入未済額は前年度に比べ、78万1,305円減少しております。収入未済額の減少については、財産調査を強化し、債権の保証債の執行や休日窓口の開設、スマートフォン等でのアプリ収納による収入方法の追加等によるもので、徴収の努力が認められました。また、税外収入の収入未済額は、保育所保育料、住宅使用料、災害援護資金貸付金、学校給食費で増加しております。特に学校給食費においては、前年度分の徴収はあったものの、それ以前の収入はゼロでありましたので、今後は収入方法を検討するよう望みます。今後も、受益者負担の公平、公正の観点から、税外収入を含めた収入未済額の解消に向けた取組に期待するものでございます。

なお、5ページから18ページまで決算資料を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、19ページをお開きください。

利府町土地開発基金運用状況の審査意見でございます。

7月5日付で地方自治法第241条第5項の規定に基づき、定額の資金を運用する基金として町長より審査に付されております。

1の審査の方法でございます。土地開発基金は、設置の目的に従い適正に管理、運用がなされているものか、それとも計数は正確であるかなどと主眼を置き、担当課から必要な資料の提出を求め、さらに担当課長等に説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

2の運用の概要でございます。掲載されておりますとおり、現在の土地開発基金の内訳は、現金が898万9,000円、土地が1億9,101万1,000円となっており、土地については、駅前広場と都市計画道路大町線の先行取得分であり、基金全体の95.5%となっております。

3の審査の結果及び意見でございます。基金の審査の結果、計数は正確であると認められました。しかし、保有する土地につきましては、現在は利府駅周辺地区活性化事業用地等に使用されております。土地開発基金は、公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土

地の取得後は遅滞なく一般会計で再取得し、公有財産として管理するものであります。今後の基金活用のためにも、事業計画の見直し等を検討し、基金設置の趣旨に沿うようにすべきであります。

20ページをお開きください。

利府町水道事業会計決算審査意見であります。

令和4年度利府町水道事業会計決算につきましては、6月16日付で地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長から審査に付されております。

1の審査の方法につきましては、（1）（2）の観点から、担当課への資料の提出を求め、例月出納検査等も参照にして審査をし、さらに6月30日に上下水道課長、係長等から説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

2の決算の概要でございますが、20ページから27ページまでにつきましては記載されておりますとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

28ページをお願いします。

3の審査の結果及び意見でございます。令和4年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表は公営企業法等に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状態を適正に表しているものと認められました。

収益的収入は前年度より530万5,020円減少し、9億9,644万7,223円となりました。主な理由は、原油価格高騰等による経済支援対策として水道料金を3か月減免したためであります。

収益的収支は、前年度より8,069万4,256円増加の9億4,388万5,962円となりました。主な理由は、配水管破損のため大規模な漏水事故の発生に伴う工事費によるものです。その結果、収益的収支においては、現金を伴わない長期前受金戻入益を含め、5,256万1,261円の純利益が生じ、前年度の繰越利益剰余金3億571万7,896円を加えた3億5,827万9,157円が令和4年度の未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入は、前年度に比べ3,422万7,578円増加し1億1,877万1,492円で、主に建設改良費に充当する企業債の借入金を行ったものでございます。

資本的支出は、前年度に比べ1億1,307万6,688円減少し、3億6,275万1,862円となりました。これは令和4年度に継続して設定した原水調整槽設備更新工事等を実施したものでございます。その結果、資本的収支においては2億4,398万3,370円の不足が生じましたが、不足する額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,771万3,403円及び当年度分損益勘定留保資

金2億2,626万6,967円で補填をしております。

意見といたしましては、令和4年度の水道事業は、核家族世帯等の増により給水戸数は増加しているものの、給水人口は減少しております。そのため、給水量も減少傾向にあります。また、社会情勢の影響により物価の上昇を受け、一般家庭や企業の節水意識の高まりや節水機器の普及により、給水収益の減につながっております。さらに、支出面では、耐用年数を迎える老朽施設の更新や近年多発する自然災害への対応など、様々な問題を抱えていることから、利府町水道事業アセットマネジメントや利府町水道ビジョンに基づき、健全な維持管理に取り組まれるよう望みます。また、過年度分の水道料金の徴収率は増加しており、徴収強化や適切な債権管理の努力が認められました。今後も、安定した水の供給と計画的な水道事業経営に努めることを望みます。

なお、29ページから31ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、32ページをお願いします。

利府町下水道事業会計決算審査意見であります。令和4年度利府町下水道事業会計決算につきましては、6月16日付で地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されております。

1の審査の方法といたしましては、（1）（2）の観点から担当課へ書類等の提出を求め、例月出納検査の結果も参照し、さらに6月30日に上下水道課長、係長から説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

2の審査の概要でございますが、32ページから38ページまでにつきましては記載されているとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

39ページをお願いします。

3の審査の結果及び意見でございます。

令和4年度の利府町下水道事業会計決算を審査した結果、決算報告及び財務諸表は、公営企業法等に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状態を正確に表しているものと認められました。

収益的収入については、前年度より9,788万9,801円増加の13億2,584万2,905円となり、主な増加の理由は、企業等による下水道使用料の増加と補助金の増加によるものでございます。

収益的支出は前年度より6,750万6,314円増加の12億3,177万2,638円となり、主な増加の理由

は、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料の新規事業によるものでございます。

その結果、収益的収支においては9,407万267円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金8,926万8,167円を加えた1億8,333万8,434円が令和4年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入は4億6,312万5,000円、資本的支出は5億9,599万5,477円となりました。その結果、基本的収支においては1億3,287万477円の不足が生じましたが、不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,906万8,087円、当年度分損益勘定留保資金9,380万2,390円で補填をしております。

意見といたしましては、令和4年度の下水道事業は、人口の減少や節水意識の高まり等により使用水量が減少していることから、排水量も減少しております。下水道の普及及び維持管理は円滑に進んでいるものと思われませんが、下水道事業においては、整備開始から40年以上が経過し施設の老朽化も進み、更新が必要になることが予想されます。利府町下水道事業経営戦略等を活用し、適正かつ計画的な管理による整備を望みます。

また、前年度に引き続き過年度分の下水道使用料の徴収率が伸びたことは、水道料金等徴収関連業務を民間委託したことにより、水道事業との関連が図られ、収入未済額の減少につながっているものと捉えられます。

今後も、処理人口、普及率の向上を目指すよう、下水道施設の整備、普及に努め、下水道事業の経営状況のよりの確な把握と経営健全化、適切な維持管理を計画的に取り組まれるよう望みます。

下水道施設は、生活環境の改善と公衆衛生の向上に欠かすことのできない施設であることから、今後、確実に見込まれる資産の老朽化対策など、計画的かつ効率的に事業を推進しながら、適切な排水機能の確保に努めることを望みます。

なお、40ページから42ページまでに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、43ページの令和4年度財政健全化審査意見書及び44ページの令和4年度利府町水道事業会計及び下水道会計の経営健全化の審査の意見につきましては、報告第8号で報告がありましたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で令和4年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の概要説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で決算審査意見の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの令和4年度

利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和4年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、明日9月27日から10月2日までの6日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、9月27日から10月2日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は10月3日です。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後2時12分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和5年9月26日

議 長

署名議員

署名議員